

調達要求番号：6PRZ1C10001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	6515-288-2486-5	仕様書番号
サポーター，足首用	EM-T130736B	
	作成	令和元年8月22日
	変更	令和5年3月13日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の保温用足首サポーターについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

## 4 品質保証

品質保証は、次による。

- a) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において、製造後12か月以内とする。ただし、製造後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。
- b) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表及びGLT-CG-Z000001の4.1による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1によるほかGLT-CG-Z000001の4.2による。

物品番号	6515-288-2486-5
品名	サポーター，足首用
規格	10枚
納入年月	
納入業者	

**注記1** 納入年月は、西暦で記入するものとする。

**注記2** 使用期限、製造年月日及びロット番号があるものについては、製品自体に記載がない場合、図1に、その項目を追加し記入するものとする。

**注記3** 納入業者は、契約の相手方の名称又はその略号を記入するものとする。

図1－個装表示

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

提出書類は、納品書に図2を添付するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、図2の該当欄に斜線を付すものとする。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

# 納 入 品 証 明 書

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

契 約 番 号  
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・  
・  
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2－納入品証明書

## 調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	6 P R Z 1 C 1 0 0 0 1	作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 8年 3月13日	作 成 年 月 日	令和 5年 3月13日
仕 様 書 番 号	EM-T130736B		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	
保温用足首サポーター	アルケア (株)	保温シームレスサポーター 足首 17081 1枚
	(株) ムトウ	WiSM 保温用シームレスサポーター 52 195-WHSS8 足首 1枚
	ダイヤ工業 (株)	保温性シームレスサポーター 109-504 3 足首 1枚
	又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	
<b>注<sup>a)</sup></b> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 機能は、足首を保護・保温できるものとする。
- b) 材料は、次のいずれかによる。
  - 1) ウール、アクリル、ポリエステル及びポリウレタン
  - 2) テンセル、レーヨン及びポリエステル
- c) 入数は、1セットとし、1セットを10枚とする。

### 3 包装

包装は、次による。

- a) 包装は、10枚 (1セット) ごとに、箱又は袋に収めるものとする。
- b) 個装は、1枚ごとにポリエチレン製の袋に収めるものとする。